

平成28年8月1日以降に開始する介護休業から 介護休業給付金の 「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります

支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業※からは、67%の支給**となります。

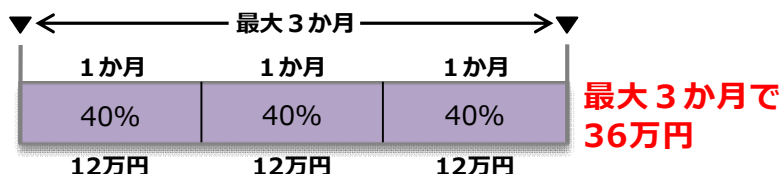
※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。

なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

＜支給額の比較＞ 【例】休業開始時賃金日額1万円の方が3か月（1か月を30日とした場合）介護休業を取得した場合の総支給額

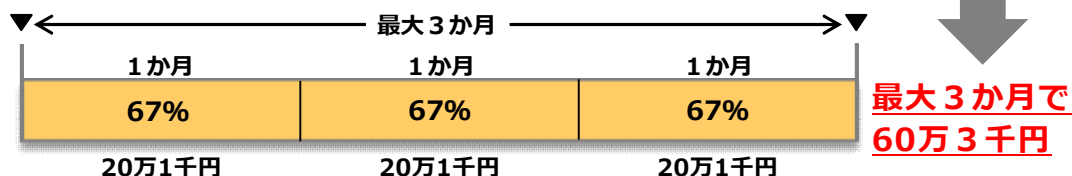
【これまで】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 40%

平成28年7月31日
までに介護休業を
開始した場合



【変更後】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 67%

平成28年8月1日
以降に介護休業を
開始した場合



賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業※から、引き上げられます。**

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

【例】賃金日額が15,000円の方（※介護休業開始時の年齢を問わず、以下の年齢区分を適用します）

平成28年7月31日までに介護休業を取得した場合

→ 上限額 = 14,210円 * （「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用） = 賃金日額は、**14,210円**

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合

→ 上限額 = 15,620円 * （「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用） = 賃金日額は、**15,000円**

※平成28年7月31日までの賃金日額の上限額であり、平成28年8月1日以降、各年齢区分の賃金日額の上限額は変更されます。

【注意点】平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

※介護休業給付金支給申請書には、マイナンバーの記載が必要です。

